

○自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件（平成二十三年六月二十九日総務省告示第三百十二号） 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																												
<p>別表 記述子の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 述 子</th> <th style="text-align: center;">構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有線分配システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第1のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有線TS分割システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第2のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有線複数搬送波伝送分配システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第3のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高度有線分配システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第4のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記第1～別記第2 (略)</p> <p>別記第3 有線複数搬送波伝送分配システム記述子の構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">記述子 タグ</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">記述子 長</td> <td colspan="8" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">周波数</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0xFF</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多重フレーム 型式番号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変調</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シンボル レート</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">搬送波群 の識別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">繰り返し</p> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">→ 送出順</p> </div> <p>注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。</p> <p>2 「0x」に続く数字を16進数とする。</p> <p>3 ‘ ’で囲まれた数字は、2進数とする。</p> <p>4 記述子タグの値は、有線複数搬送波伝送分配システム記述子を示す0xF3とする。</p> <p>5 記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。</p>	記 述 子	構 成	有線分配システム記述子	別記第1のとおり	有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり	有線複数搬送波伝送分配システム記述子	別記第3のとおり	高度有線分配システム記述子	別記第4のとおり	記述子 タグ	記述子 長	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">周波数</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0xFF</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多重フレーム 型式番号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変調</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シンボル レート</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">搬送波群 の識別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">繰り返し</p>								周波数	0xFF	多重フレーム 型式番号	外符号	変調	シンボル レート	内符号	搬送波群 の識別	8	8	32	8	4	4	8	28	4	8	<p>別表 記述子の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 述 子</th> <th style="text-align: center;">構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有線分配システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第1のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有線TS分割システム記述子</td> <td style="text-align: center;">別記第2のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記第1～別記第2 (略)</p>	記 述 子	構 成	有線分配システム記述子	別記第1のとおり	有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり
記 述 子	構 成																																												
有線分配システム記述子	別記第1のとおり																																												
有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり																																												
有線複数搬送波伝送分配システム記述子	別記第3のとおり																																												
高度有線分配システム記述子	別記第4のとおり																																												
記述子 タグ	記述子 長	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">周波数</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0xFF</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多重フレーム 型式番号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変調</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シンボル レート</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内符号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">搬送波群 の識別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">繰り返し</p>								周波数	0xFF	多重フレーム 型式番号	外符号	変調	シンボル レート	内符号	搬送波群 の識別	8	8	32	8	4	4	8	28	4	8																		
周波数	0xFF	多重フレーム 型式番号	外符号	変調	シンボル レート	内符号	搬送波群 の識別																																						
8	8	32	8	4	4	8	28	4	8																																				
記 述 子	構 成																																												
有線分配システム記述子	別記第1のとおり																																												
有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり																																												

6 周波数は周波数 (MHz) を書き込む領域で、その値は4ビットBCDコード8桁とし、5桁以降が小数点以下を示す。

7 多重フレーム型式番号は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第11条第3項第3号の多重フレームを識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	[多重フレーム長、最大多重ストリーム数]
0x1	[53, 15] 拡張情報を用いずに多重する場合又は拡張情報を用いて複数の搬送波によってストリームを分割伝送するための信号とそれ以外の信号を多重する場合
0x2	[53, 15] 拡張情報を用いて複数の搬送波によってストリームを分割伝送するための信号のみを多重する場合
0xF	多重しない場合
その他	未定義

8 外符号は、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
'0000'	未定義
'0001'	外符号なし
'0010'	リードソロモン符号(204, 188)
'0011' ~ '1111'	将来使用のためリザーブ

9 変調は、変調方式の種類を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

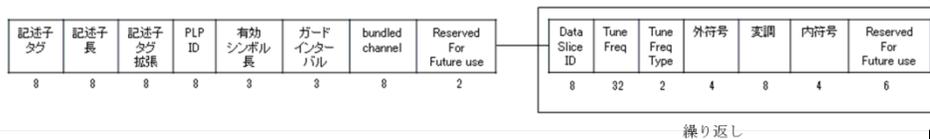
値	意味
---	----

<u>0x00</u>	<u>未定義</u>
<u>0x03</u>	<u>64 QAM</u>
<u>0x05</u>	<u>256 QAM</u>
<u>0x01, 0x02, 0x04, 0x06~ 0xFF</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

- 10 シンボルレートは、4ビットBCDコード7桁とし、4桁以降が小数点以下を示す。
- 11 内符号は、誤り訂正内符号の方式を識別するために使用する領域で、内符号無しを示す‘1111’とする。
- 12 搬送波群の識別は、拡張情報を用いる多重フレームを伝送する搬送波を含む搬送波群を識別する情報を示す8ビットの領域であり、値0x00は、用いないこととする。

#### 別記第4 高度有線分配システム記述子の構成

##### (1) 通常データ伝送の場合



送出順 →

- 注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。
- 2 「0x」に続く数字を16進数とする。
- 3 ‘ ’で囲まれた数字は、2進数とする。
- 4 記述子タグの値は、高度有線分配システム記述子を示す0xF4とする。

5 記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

6 記述子タグ拡張の値は、高度有線分配システム通常データ伝送を示す 0x00 とする。

7 PLP\_ID は P L P の種別を書き込む領域で、その値は 8 ビットの正の整数とする。

8 有効シンボル長は高度有線テレビジョン放送システムにおけるフレームの時間的長さを識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
0x000	448 $\mu$ s
0x001	597.33 $\mu$ s
その他	将来使用のためのリザーブ

9 ガードインターバルは、直交周波数分割多重変調において干渉除去を可能とする付加時間の割合を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
0x000	1/128
0x001	1/64
その他	将来使用のためのリザーブ

10 bundled\_channel は、P L P が連結されたチャンネルの数を書き込む領域で、その値は 1 から 255 までの整数とする。

11 Reserved\_For\_Future\_use は、将来使用のためのリザーブとする。

12 Data\_Slice\_ID (繰り返し部) はデータスライスを識別するために使用する領域で、その値は 0 から 255 までの範囲から選択

することとする。

13 Tune\_Freq (繰り返し部) は Tune\_Freq\_Type に基づいたチューニングの対象となる周波数を書き込むための領域で、その値は kHz 単位で指定することとする。

14 Tune\_Freq\_Type (繰り返し部) は、チューニングの対象となる周波数のタイプを識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
'00'	データスライスの中心周波数
'01'	高度有線テレビジョン放送システムの中心周波数
'10'	L1 ブロックを識別できない狭帯域のデータスライスが使用する初期中心周波数
'11'	将来使用のためのリザーブ

15 外符号 (繰り返し部) は、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
'0000'	未定義
'0001'	外符号なし
'0010'	RS (204, 108)
'0011'	BCH
'0100' ~ '1111'	将来使用のためリザーブ

16 変調 (繰り返し部) は、副搬送波の変調の型式の種類を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意味
0x00	未定義
0x01	16 QAM

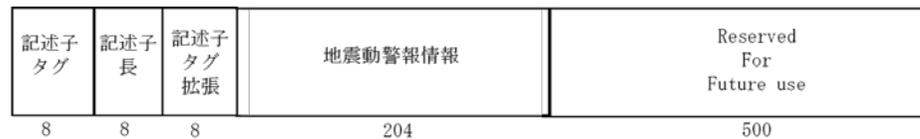
<u>0x02</u>	<u>32 QAM</u>
<u>0x03</u>	<u>64 QAM</u>
<u>0x04</u>	<u>128 QAM</u>
<u>0x05</u>	<u>256 QAM</u>
<u>0x07</u>	<u>1024 QAM</u>
<u>0x80</u>	<u>プリアンブルシンボルに組み込まれた副搬送波の変調の型式</u>
<u>その他</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

17 内符号（繰り返し部）は、誤り訂正内符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

<u>値</u>	<u>意味</u>
<u>‘0000’</u>	<u>未定義</u>
<u>‘0001’</u>	<u>符号化率 1/2</u>
<u>‘0010’</u>	<u>符号化率 2/3</u>
<u>‘0011’</u>	<u>符号化率 3/4</u>
<u>‘0100’</u>	<u>符号化率 5/6</u>
<u>‘0101’</u>	<u>符号化率 7/8</u>
<u>‘1000’</u>	<u>ISDB-S 方式</u> <u>(プリアンブルシンボルに組み込まれた誤り訂正内符号の方式によるもの)</u>
<u>‘1001’</u>	<u>高度有線テレビジョン放送システム方式</u> <u>(プリアンブルシンボルに組み込まれた誤り訂正内符号の方式によるもの)</u>
<u>‘1111’</u>	<u>内符号なし</u>
<u>‘0110’ , ‘0111’ , ‘1010’ ~ ‘1110’</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

18 Reserved\_For\_Future\_use (繰り返し部) は、将来使用のためのリザーブとする。

(2) 地震動警報情報伝送の場合



注 1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 「0x」に続く数字を 16 進数とする。

3 ‘ ’ で囲まれた数字は、2 進数とする。

4 記述子タグの値は、高度有線分配システム記述子を示す 0xF4 とする。

5 記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

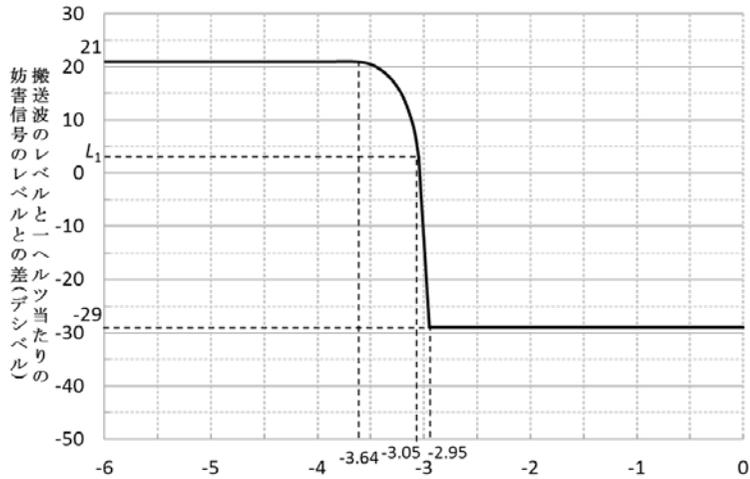
6 記述子タグ拡張の値は、地震動警報情報伝送を示す 0x01 とする。

7 地震動警報情報は地上波デジタル放送の地震動警報情報を送るための領域とし、地上波デジタル放送の再放送で地震動警報情報を伝送するための AC 信号を併せて送らない場合は全ビットを ‘1’ とする。

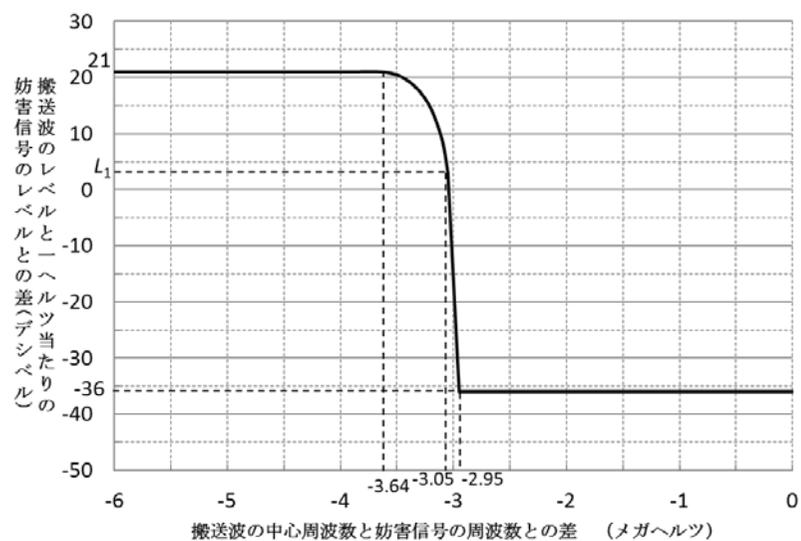
8 Reserved\_For\_Future\_use は、将来使用のためのリザーブとする。受信機動作等を表すための 500 ビットが伝送される。未使用の場合は、全ビットを ‘1’ とする。

○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件（平成二十三年総務省告示第三百十五号）新旧対照表

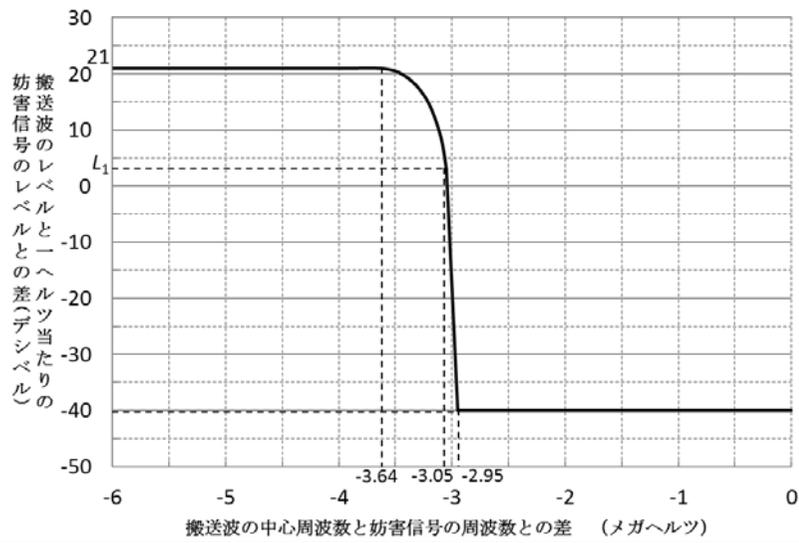
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1～4 (略)</p> <p>別図第一号・別図第二号 (略)</p> <p>別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の下側周波数のスペクトルマスク</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合</u></p> <p><u>イ 副搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合</u></p>  <p>搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>別図第一号・別図第二号 (略)</p> <p>別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の下側周波数のスペクトルマスク</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

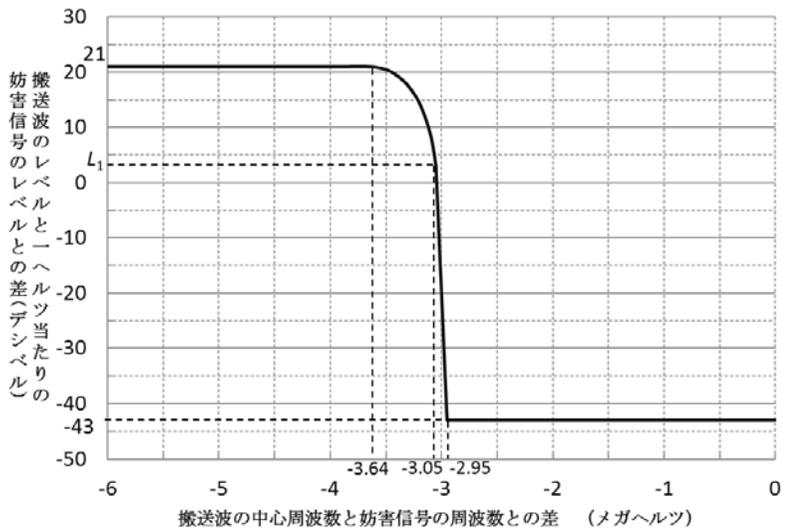
ロ 副搬送波の変調の型式が一〇二四値直交振幅変調である場合



ハ 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率五分の四の場合



二 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率六分の五の場合



注1 一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値（0 dB）とする。

注2 スペクトルマスクの値は、次式のとおり。なお、搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差（MHz）を  $f$ 、搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差（dB）を  $L$  とする。

- $f$ が-3.64MHz以下の場合： $L = 21$  [dB]
- $f$ が-3.64MHzを超え-3.05MHz以下の場合：

$$L = 21 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

なお、 $f_0 = 5.360537$  [MHz]、 $\alpha = 0.12$  とする。

- $f$ が-3.05MHzを超え-2.95MHz未満の場合：

$$L = -10(L_1 - X)(f + 2.95) + X$$

$$L_1 = 21 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f_1+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

なお、とする。

ここで、 $f_0 = 5.360537$  [MHz]、 $f_1 = -3.05$  [MHz]、 $\alpha = 0.12$  とする。

また、Xの値は、次表のとおりとする。

<u>副搬送波の変調の型式と符号化率</u>	<u>ノイズ妨害比 X</u>
<u>二五六値直交振幅変調</u>	<u>-29dB</u>
<u>一〇二四値直交振幅変調</u>	<u>-36dB</u>
<u>四〇九六値直交振幅変調 符号化率4/5</u>	<u>-40dB</u>
<u>四〇九六値直交振幅変調 符号化率5/6</u>	<u>-43dB</u>

- $f$ が-2.95MHz以上の場合： $L = X$  [dB]

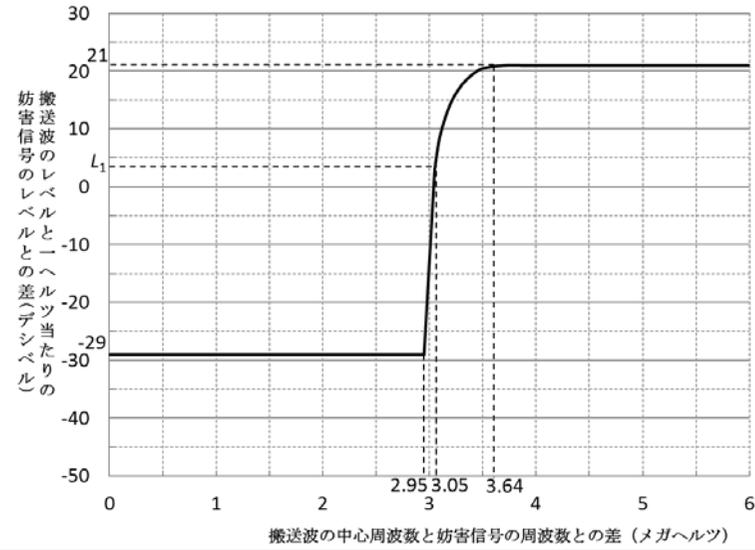
別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の上側周波数のスペクトルマスク

別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の上側周波数のスペクトルマスク

(1)・(2) (略)

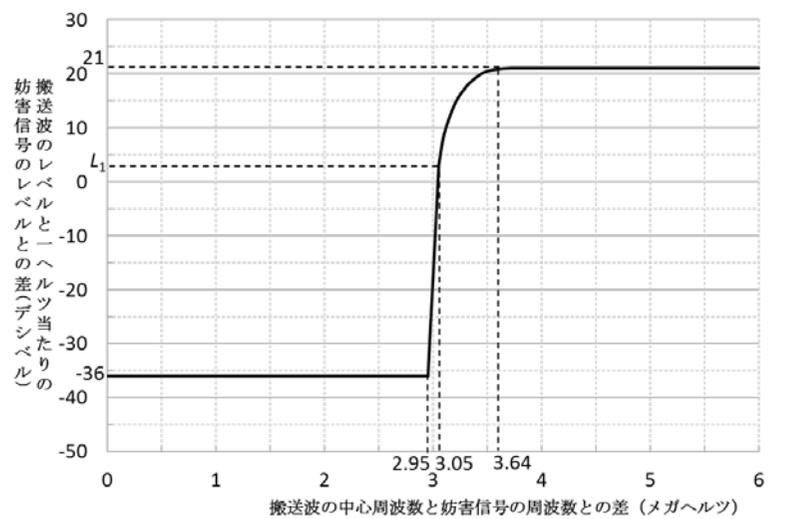
(3) 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合

イ 副搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合

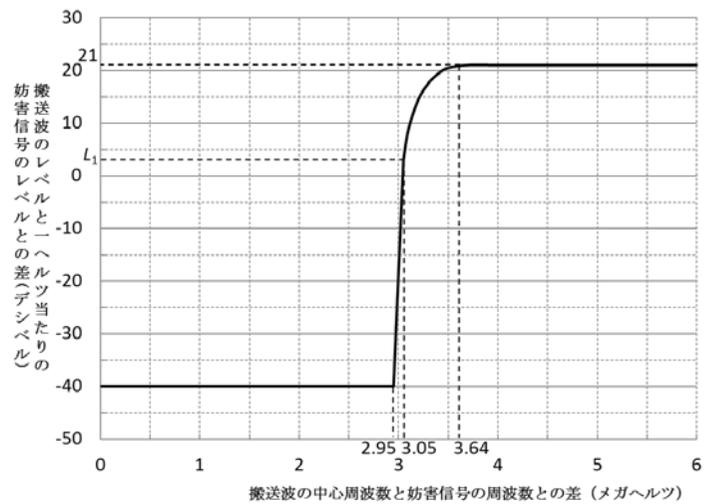


ロ 副搬送波の変調の型式が一〇二四値直交振幅変調である場合

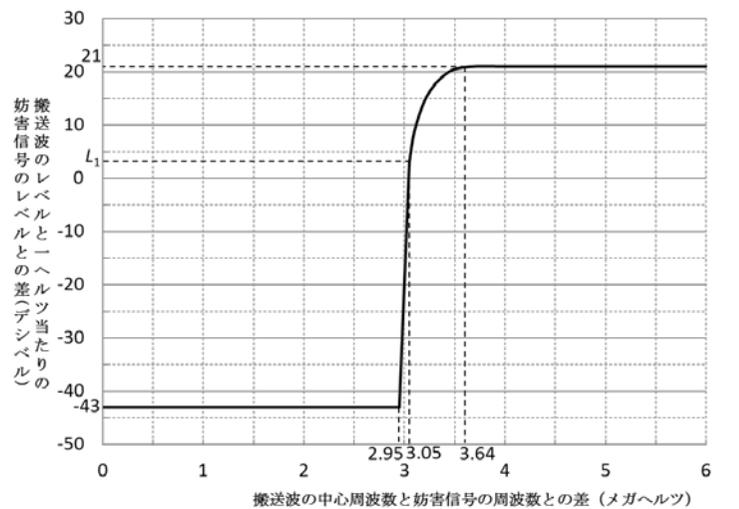
(1)・(2) (略)



ハ 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率五分の四の場合



ニ 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率六分の五の場合



注1 一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値（0 dB）とする。

注2 スペクトルマスクの値は、次式のとおり。なお、搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差（MHz）を  $f$ 、搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差（dB）を  $L$  とする。

・  $f$  が 2.95MHz 以下の場合：  $L = X$  [dB]

なお、 $X$  の値は、次表のとおりとする。

副搬送波の変調の型式と符号化率	ノイズ妨害比 $X$
二五六値直交振幅変調	-29dB
一〇二四値直交振幅変調	-36dB
四〇九六値直交振幅変調 符号化率 4/5	-40dB
四〇九六値直交振幅変調 符号化率 5/6	-43dB

・  $f$  が 2.95MHz を超え 3.05MHz 未満の場合：

$$L = 10(L_1 - X)(f - 2.95) + X$$

なお、 $L_1 = 21 + 20 \log_{10} \left\{ \frac{1}{\sqrt{2}} \left( 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f_1 - 6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right) \right\}$  [dB] とする。

ここで、 $f_0 = 5.360537$  [MHz]、 $f_1 = 3.05$  [MHz]、 $\alpha = 0.12$  とする。

・  $f$  が 3.05MHz 以上 3.64MHz 未満の場合：

$$L = 21 + 20 \log_{10} \left\{ \frac{1}{\sqrt{2}} \left( 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f - 6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right) \right\} \text{ [dB]}$$

なお、 $f_0 = 5.360537$  [MHz]、 $\alpha = 0.12$  とする。

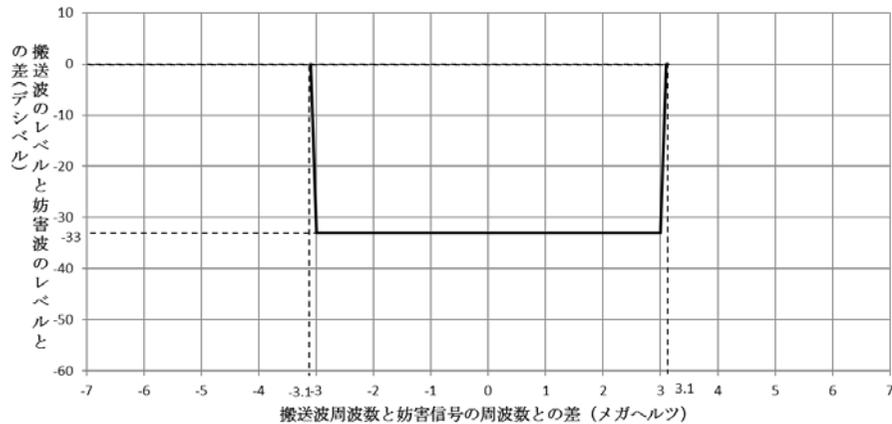
・  $f$  が 3.64MHz 以上の場合： $L = 21$  [dB]

別図第五号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等のスペクトルマスク

(1)・(2) (略)

(3) 搬送波の変調の様式が直交周波数分割多重変調である場合

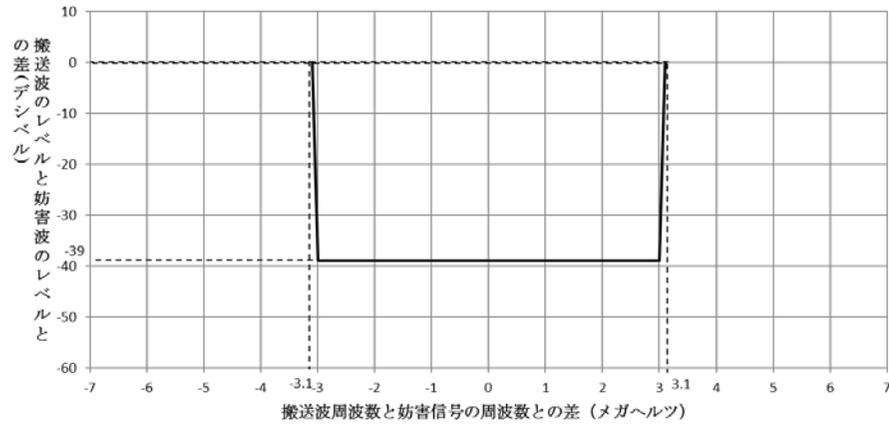
イ 副搬送波の変調の様式が二五六値直交振幅変調である場合



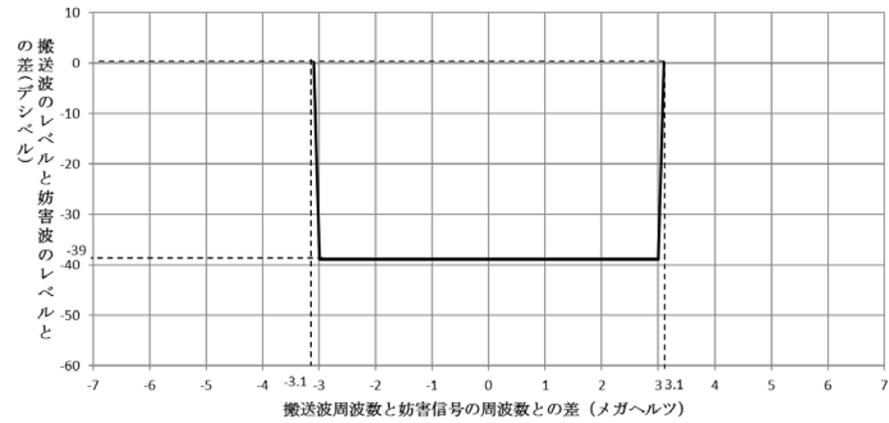
別図第五号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等のスペクトルマスク

(1)・(2) (略)

ロ 副搬送波の変調の型式が一〇二四値直交振幅変調である場合

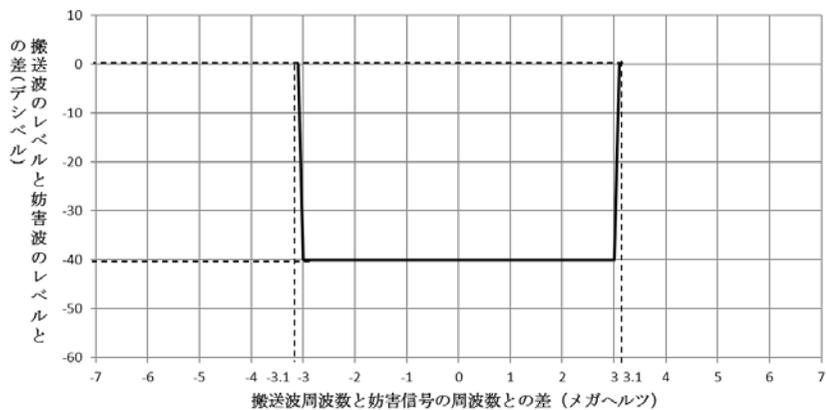


ハ 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率五分の四の場合

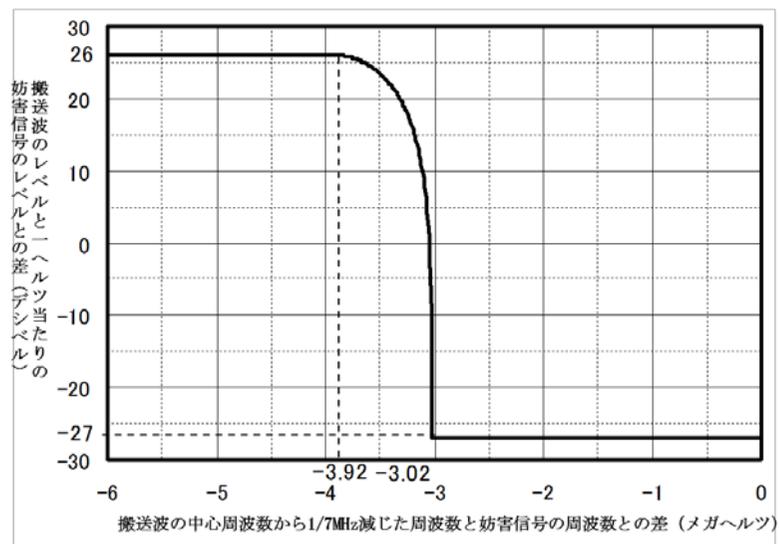


ニ 副搬送波の変調の型式が四〇九六値直交振幅変調であって符号化率六

分の五の場合

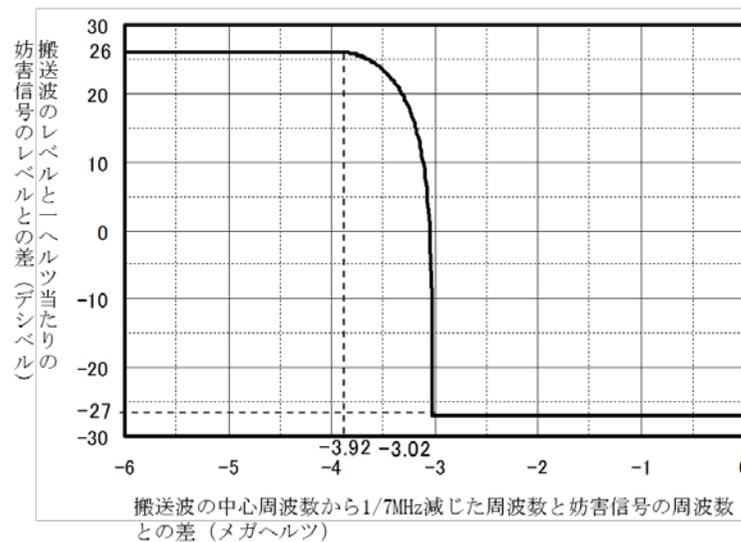


別図第六号 標準デジタルテレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク



注1 一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値（0 dB）とする。

別図第六号 標準デジタルテレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク



一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値（0 dB）とする。

搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の

注2 スペクトルマスクの値は、次式のとおり。なお、搬送波の中心周波数から1/7MHz減じた周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) を  $f$ 、搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差 (dB) を  $L$  とする。

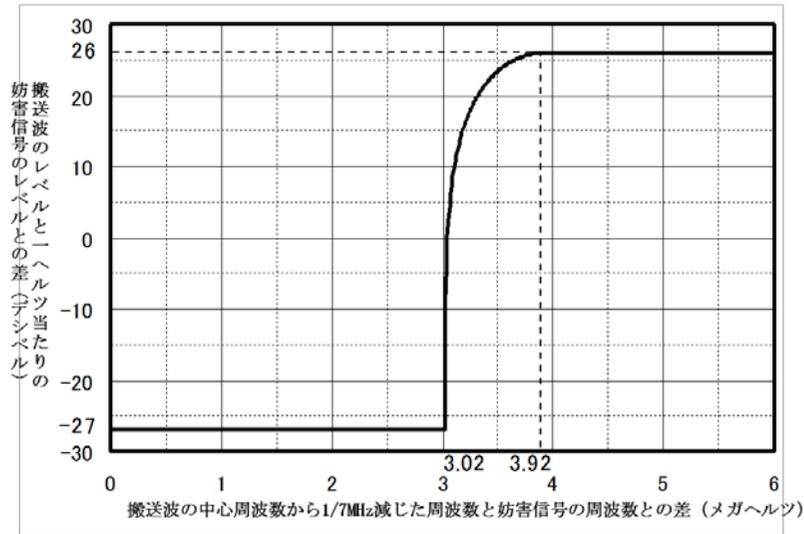
- $f$  が-3.92MHz 以下の場合:  $L = 26$  [dB]
- $f$  が-3.92MHz を超え-3.02MHz 未満の場合:

$$L = 26 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \quad [\text{dB}]$$

なお、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$  とする。

- $f$  が-3.02MHz 以上の場合:  $L = -27$  [dB]

別図第七号 標準デジタルテレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク



注1 一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。

注2 スペクトルマスクの値は、次式のとおり。なお、搬送波の中心周波数

式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数から1/7MHz減じた周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

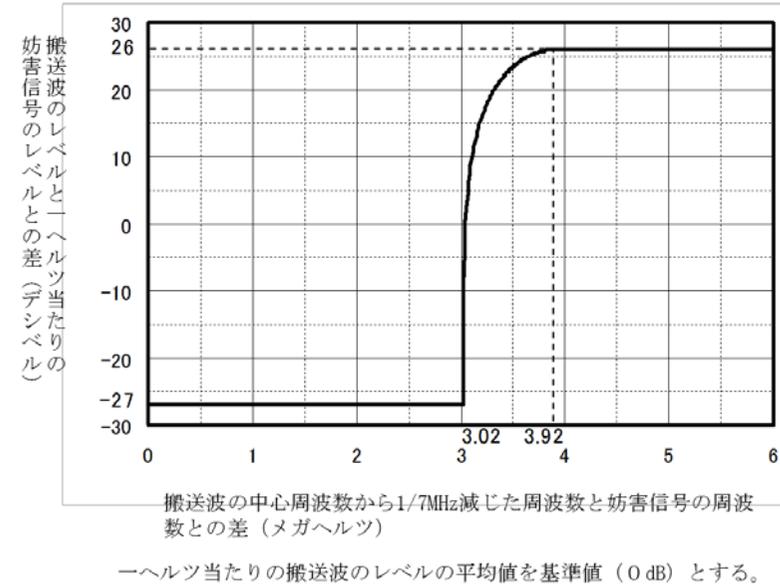
- $f$  が-3.92MHz 以下の場合:  $L = 26$  [dB]
- $f$  が-3.92MHz を超え-3.02MHz 未満の場合:

$$L = 26 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \quad [\text{dB}]$$

ただし、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$

- $f$  が-3.02MHz 以上の場合:  $L = -27$  [dB]

別図第七号 標準デジタルテレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク



搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の

から1/7MHz減じた周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) を  $f$ 、搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差 (dB) を  $L$  とする。

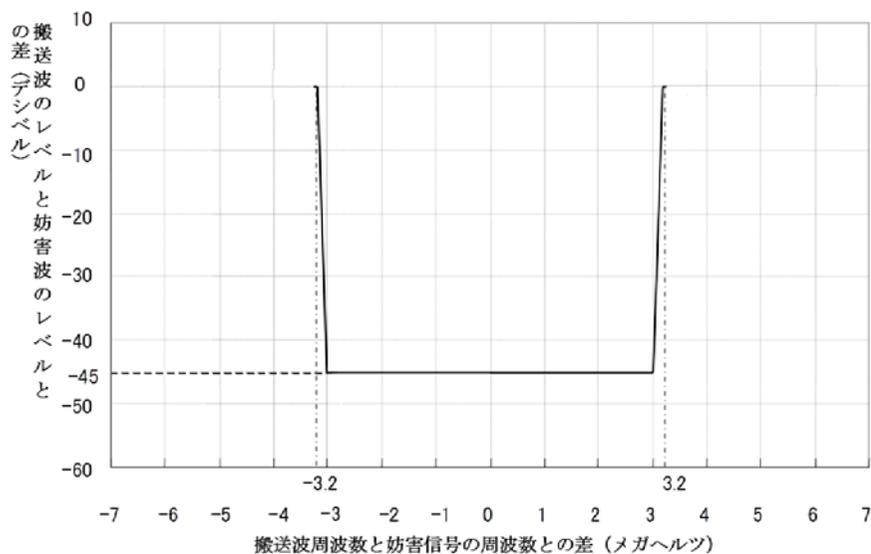
- $f$  が 3.02MHz 以下の場合：  $L = -27$  [dB]
- $f$  が 3.02MHz を超え 3.92MHz 未満の場合：

$$L = 26 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f-6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

なお、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$  とする。

- $f$  が 3.92MHz 以上の場合：  $L = 26$  [dB]

別図第八号 標準デジタルテレビジョン放送方式のスペクトルマスク



式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数から1/7MHz減じた周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

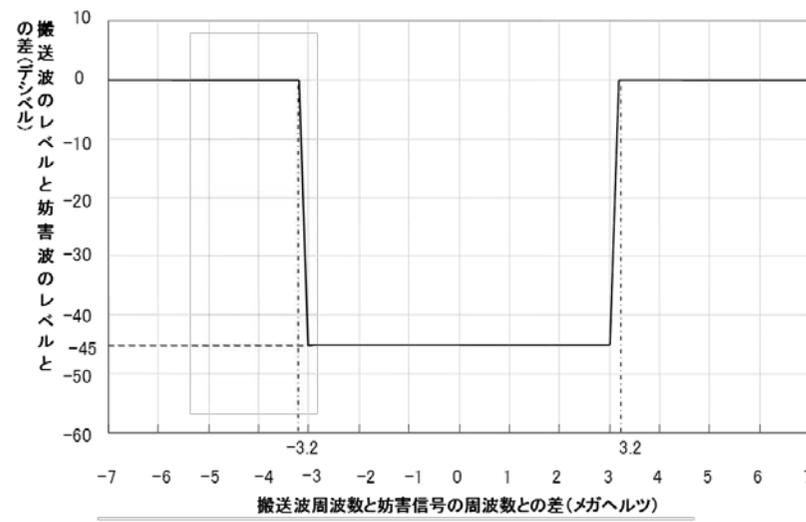
- $f$  が 3.02MHz 以下の場合：  $L = -27$  [dB]
- $f$  が 3.02MHz を超え 3.92MHz 未満の場合：

$$L = 26 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f-6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

ただし、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$

- $f$  が 3.92MHz 以上の場合：  $L = 26$  [dB]

別図第八号 標準デジタルテレビジョン放送方式のスペクトルマスク



○スクランブルの方式を定める件（平成二十六年総務省告示第二百二十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 標準方式第四章第一節及び第二節、第五章第二節並びに第六章第三節及び第四節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず、別表第一号から別表第三号までのいずれかのとおりとする。</p> <p>四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別表第一号～別表第九号（略）</p>	<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 標準方式第四章第一節及び第二節、第五章第二節並びに第六章第三節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず、別表第一号から別表第三号までのいずれかのとおりとする。</p> <p>四（略）</p> <p>（同上）</p> <p>別表第一号～別表第九号（略）</p>